

1 改正内容

- (1) 広島高速道路公社建設工事競争入札取扱要綱第13条及び広島高速道路公社測量・建設コンサルタント等業務競争入札取扱要綱第11条
・号ずれの修正

現 行 (旧)	改 正 後 (新)
<p>(競争入札参加資格の取消し)</p> <p>第13条 理事長は、有資格業者が第3条に規定する競争入札参加資格を有しないこととなったときは、競争入札参加資格を取消し、当該業者に対して書面によりその旨を通知するものとするとともに、商号又は名称、所在地、代表者又は受任者名称、資格取消日、取消期間及び理由を公表する。ただし、同条第2号に該当しなくなったときはこの限りではない。</p>	<p>(競争入札参加資格の取消し)</p> <p>第13条 理事長は、有資格業者が第3条に規定する競争入札参加資格を有しないこととなったときは、競争入札参加資格を取消し、当該業者に対して書面によりその旨を通知するものとするとともに、商号又は名称、所在地、代表者又は受任者名称、資格取消日、取消期間及び理由を公表する。ただし、同条第1号に該当しなくなったときはこの限りではない。</p>

現 行 (旧)	改 正 後 (新)
<p>(競争入札参加資格の取消し)</p> <p>第11条 理事長は、有資格業者が第2条に規定する競争入札参加資格を有しないこととなったときは、競争入札参加資格を取消し、当該業者に対して書面によりその旨を通知するとともに、商号又は名称、所在地、代表者又は受任者名称、資格取消日、取消期間及び理由を公表する。ただし、同条第2号に該当しなくなったときはこの限りではない。</p>	<p>(競争入札参加資格の取消し)</p> <p>第11条 理事長は、有資格業者が第2条に規定する競争入札参加資格を有しないこととなったときは、競争入札参加資格を取消し、当該業者に対して書面によりその旨を通知するとともに、商号又は名称、所在地、代表者又は受任者名称、資格取消日、取消期間及び理由を公表する。ただし、同条第1号に該当しなくなったときはこの限りではない。</p>

- (2) ①広島高速道路公社競争入札調査委員会設置要領第4条
②広島高速道路公社入札契約制度審議委員会設置要綱第3条
③広島高速道路公社競争入札等執行委員会設置要領第2条
・平成31年度の組織改正により「参事」の役職が設置されることに伴う改正。

- (3) 広島高速道路公社競争入札等執行委員会設置要領第2条第1項
・原則、第一委員会への審議を要しない特命随意契約を規定。

<p>(5) 1件当たりの設計金額が100万円超のもので、特命随意契約で執行する工事・業務・物品等（施行伺決裁前の審議とする。）</p> <p>ただし、契約の相手方等と締結した他の契約、協定、覚書その他の文書において、合理的な理由により、あらかじめ契約の相手方が決定しているものを除く。</p>

- (4) 「建設工事入札に係る低入札価格調査マニュアルマニュアル」に定める様式等の改正
- ア 語句の修正
 - イ 様式2（積算内訳書）に下請業者に請負わせることを予定している場合、下請業者の施工に係る見積額等を記入。また、積算区分として、工事区分・工種・種別に細別を追加。
 - ウ 様式3（施工体制台帳）が旧様式となっているため改正。
 - エ 様式13（過去に施工した公共工事名及び発注者）に工事成績評点を記入。また、低入札の案件には、備考欄に「低入札」と記入。

- (5) 「建設工事に係る低入札価格調査資料の作成にあたっての留意事項」の制定
建設工事競争入札に係る低入札価格調査マニュアルに規定されている様式の作成にあたっての留意事項を定める。

(6) 広島高速道路公社建設工事請負契約約款第42条第2項

現 行 (旧)	改 正 後 (新)
(履行遅滞の場合における損害金等) 第42条 (略) 2 前項の損害金の額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年 <u>2.7</u> パーセントの割合で計算した額とする。 3 (略)	(履行遅滞の場合における損害金等) 第42条 (略) 2 前項の損害金の額は、請負代金額から 部分引き渡しを受けた 部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年 5 パーセントの割合で計算した額とする。 3 (略)

(7) 広島高速道路公社建設工事競争入札取扱要綱第37条第2項及び第3項

現 行 (旧)	改 正 後 (新)
(調査基準価格の設定) 第37条 (略) 2 前項に規定する調査基準価格は、次の算式により得た額とする。ただし、その額が、当該工事の予定価格に10分の <u>9</u> を乗じて得た額を超える場合には、当該工事の予定価格に10分の <u>9</u> を乗じて得た額とし、当該工事の予定価格に10分の <u>7</u> を乗じて得た額に満たない場合には当該工事の予定価格に10分の <u>7</u> を乗じて得た額とする。 $A = (a + b + c + d) \times 108 / 100$ A：当該工事の調査基準価格 a：当該工事の直接工事費 $\times 9.7 / 10$ b：当該工事の共通仮設費 $\times 9 / 10$ c：当該工事の現場管理費相当額 $\times 9 / 10$ d：当該工事の一般管理費等 $\times 5.5 / 10$	(調査基準価格の設定) 第37条 (略) 2 前項に規定する調査基準価格は、次の算式により得た額とする。ただし、その額が、当該工事の予定価格に10分の 9.2 を乗じて得た額を超える場合には、当該工事の予定価格に10分の 9.2 を乗じて得た額とし、当該工事の予定価格に10分の 7.5 を乗じて得た額に満たない場合には当該工事の予定価格に10分の 7.5 を乗じて得た額とする。 $A = (a + b + c + d) \times 108 / 100$ A：当該工事の調査基準価格 a：当該工事の直接工事費 $\times 9.7 / 10$ b：当該工事の共通仮設費 $\times 9 / 10$ c：当該工事の現場管理費相当額 $\times 9 / 10$ d：当該工事の一般管理費等 $\times 5.5 / 10$

<p>3 前項の規定により算定した額を調査基準価格とすることが適当でない場合には、予定価格の10分の<u>7</u>から10分の<u>9</u>までの範囲内で適当な割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>3 前項の規定により算定した額を調査基準価格とすることが適当でない場合には、予定価格の10分の<u>7.5</u>から10分の<u>9.2</u>までの範囲内で適当な割合を乗じて得た額とする。</p>
---	---

2 施行日

- ア 平成31年3月27日から施行→上記(4)・(5)
- イ 平成31年3月28日から施行→上記(1)
- ウ 平成31年4月1日から施行→上記(2)～(3)、(6)～(8)